

工場跡地等における持続可能な土壤汚染対策支援事業実施要綱

(制定) 令和 5 年 8 月 3 日付 5 環改化第 301 号

(目的)

第 1 条 本要綱は、東京都（以下「都」という。）が中小事業者による円滑な土地利用の転換を促し、「土壌の 3 R」を考慮した持続可能な土壤汚染対策を促進するため、基準不適合土壌（土壤汚染対策法（以下「法」という。）に規定する土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない土壌をいう。以下、同じ。）を残置した土地の利活用及び掘削除去によらない土壌地下水汚染対策の推進を支援する事業（以下「本事業」という。）について、支援内容、支援対象の土地、支援対象者及び事務の手續等の必要な事項を定めることにより、本事業の適切な運営を図ることを目的とする。

(支援内容)

第 2 条 本事業は次の施工に対して支援するものとする。

- (1) 対象地内に基準不適合土壌を残して施工する舗装、土壌入替え及び盛土（以下「被覆盛土」という。）
- (2) 狭あいな土地において実施する全量掘削除去によらない地下水汚染の拡大の防止技術（以下「地下水汚染の拡大の防止技術」という。）

(被覆盛土支援対象の土地)

第 3 条 被覆盛土支援は、次の全ての条件に該当する土地を対象とする。

- (1) 法第 3 条第 1 項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「条例」という。）第 116 条第 1 項に基づく調査を実施しており、かつ、都又は区市に土壤汚染状況調査結果報告書が提出されている土地
- (2) 敷地面積が 900 平方メートル以下の土地
- (3) 法第 6 条第 1 項第 1 号に該当し同項第 2 号に該当しない土地（形質変更時要届出区域）又は東京都土壤汚染対策指針（以下「指針」という。）第 4 の 2（1）に規定する要管理区域であって、土地利用の転換時に基準不適合土壌を残置する土地

(地下水汚染の拡大の防止技術支援対象の土地)

第 4 条 地下水汚染の拡大の防止技術支援は、次の全ての条件に該当する土地を対象に実施するものとする。

- (1) 条例第 116 条第 1 項に基づく調査を実施しており、かつ、都又は区市に土壤汚染状況調査結果報告書が提出されている土地

(2) 指針第4の2(1)に規定する地下水汚染拡大防止区域相当である土地

(支援対象者)

第5条 本事業の支援の対象者は、東京都土地利用転換アドバイザーによる助言を受けている者であって、次の要件のいずれかに該当する者とする。

(1) 第3条の対象となる土地を購入し又は土地の返還を受け、基準不適合土壌を残して土地を活用する者

(2) 第4条の対象となる事業場の土地の所有者、管理者若しくは占有者、法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設の設置者、条例第114条第1項に規定する有害物質取扱事業者又は条例第116条第1項に規定する工場等廃止者及び第4条の対象となる土地を購入し土地を活用する者

(申込み)

第6条 前条の支援を希望する者は、東京都土地利用転換事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき申請書を提出する。

(被覆盛土支援対象者の決定)

第7条 被覆盛土支援の対象者の決定は、実施要領に基づき前条の申請書を提出し、本事業の目的に照らし支援することが適当であると都が認めた者に対して行う（ただし、本事業の予算の範囲内に限る。）。

(地下水汚染の拡大の防止技術支援対象者の決定)

第8条 地下水汚染の拡大の防止技術支援対象者の決定は、実施要領に基づき第6条の申請書を提出し、都が認定した地下水汚染の拡大の防止技術を用いた対策を実施する計画であり、本事業の目的に照らし支援することが適当であると都が認めた者に対して行う（ただし、本事業の予算の範囲内に限る。）。

(協定の締結)

第9条 第7条及び前条の支援対象者は、支援金の予定額、支払条件、その他必要な事項を定める協定をあらかじめ都と締結し、支援事業を進めるものとする。

(支援金の支払)

第10条 支援金は、申請時に提出された対策計画に基づき、次の考え方を基本として都と締結する協定において予定額を定め、対策実施後の報告の内容を精査することにより、都が適当と認めた額とする。

(1) 第2条第1号の被覆盛土について、対策を実施した面積に1㎡当たり4,445円を乗

じて得た額。ただし、1件当たりの上限は400万円までとする。

(2) 第2条第2号の地下水汚染の拡大の防止技術について、措置に係る対策費用とする。

ただし、1件当たりの上限は2,000万円までとする。

(その他)

第11条 この要綱に規定するものを除くほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月3日から施行する。